

昭和二十九年四月一日(木曜日)

午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 稻村 順三君

理事平井 義一君 理事八木 一郎君

理事山本 正一君 理事高瀬 傳君

理事下川儀太郎君 理事鈴木 義男君

江藤 夏雄君 大久保武雄君

永田 良吉君 長野 長廣君

船田 中君 山崎 巖君

中曾根康弘君 栗山 博君

平田柳右門君 飛鳥田一雄君

田中 稔男君 中村 高一君

辻 政信君

出席國務大臣

國務大臣 木村篤太郎君

出席政府委員

保安庁政務次官 前田 正男君

保安庁次長 増原 恵吉君

保安庁長官官房長 上村健太郎君

保安庁局長 (人事局長) 加藤 陽三君

委員外の出席者

専門員 龜井川 浩君

専門員 小関 紹夫君

三月三十一日

委員生田宏一君及び木村武雄君辞任につき、その補欠として八木一郎君及び津雲國利君が議長の指名で委員に選任された。

四月一日

八木一郎君が理事に補欠当選した。

本日の会議に付した事件

理事の互選

第一類第一号 内閣委員会議録第十八号 昭和二十九年四月一日

統計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)(参議院送付)

防衛庁設置法案(内閣提出第九四号)

自衛隊法案(内閣提出第九五号)

○稲村委員長 これより開会いたします。

この際お諮りいたします。理事八木一郎君が去る三十日委員を辞任され、理事一名欠員となつておりましたが、三十一日再び委員に選出されましたので、同君を理事に指名いたしました存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○稲村委員長 御異議なければ、八木一郎君を理事に指名いたします。

○稲村委員長 本日はまず統計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

他に御質疑がございませんければ、討論はこれを省略いたし、ただちに採決に入りたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○稲村委員長 起立総員。よつて本案は可決いたしました。

本日の委員会報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願います。

○稲村委員長 それでは次に防衛庁設置法案及び自衛隊法案を一括議題となし、質疑に入ります。

質疑の通告がありますからこれを許します。山本正一君。

○山本(正)委員 ただいま議題となっております防衛庁設置法案及び自衛隊法案について、基本的な事項について質疑をいたしたいと思ひますが、特に申し上げない限り、原則としてお答えは長官からいただきたいと思ひます。

まず防衛庁設置関係であります。この中における統帥関係の事柄は、將來の自衛隊の運営に關する基本問題でありまして、これは審議の上で非常に重要視せらるべき点であると思ひます。

○稲村委員長 御異議なければ、内部部局、それから統合幕僚會議、この二つの構成及びそれに対する人事の問題——内部部局は防衛、教育、人事、經理、裝備の五局であります。これら五局の局長は文民をもつて充てる御方針であるのか、あるいは軍人をもつて充てる御方針であるか、まずその点から伺ひたいいたします。

○木村國務大臣 お答えいたします。これは少し重要な問題でありますので、ひとつ詳細に御説明いたします。

内部部局の局長初め課長、これはどういふ者をもつて充てるか、ただいま山本君から、文民を充てるか、あるいはそのほかの者を充てるか、こういう御質問であります。御承知の通りたゞいまは文民以外には、いわゆる武民といふものはないのであります。そして内部部局に勤めておる者、いわゆる実施部隊であります。そこで御質問

の要旨は、実施部隊の隊員、いわゆる自衛官を内部部局に、あるいは局長なり課長なりに任命するかどうかという御質問であらうと私は推測いたしますのであります。そこで今度の防衛庁設置法案におきましては、その制限をとつたわけでありまして、御承知の通り現在の保安庁法では、確か十六條に、内部部局の局長なり課長なりには、実施部隊であります。保安隊、あるいは警備隊の三等保安士、三等警備士以上の者は採用しないという規定があるのであります。その規定をはずしたわけであり

ます。これが結局問題の要点であらうと考へます。それでは理由は何にどこにあるかと申しますと、今は武民といふものはありませんので、保安隊員でもひとしく文民であります。しこうしてひとたび保安隊に勤めておつて制服を来た者は、いかに有能な者であつても内部部局に採用しないということになる

と、これは適材適所から考へてみましても私はよろしくないと考へます。もちろんひとたび実施部隊の隊員になつて来た者が内部部局に入るには、制服をぬいで来るのであります。普通の職員で来るのであります。そこでもう一つの理由とするのは、これを区別して、ひとたび実施部隊隊員になつた者が絶対に内部部局に入れないということになりますと、これこそいわゆる実施部隊と内部部局との対立関係が生ずるおそれがあります。かようなことがあつてはならぬ、こういう建前から、た

といふ実施部隊隊員になつた者でも、その制服をぬいで内部部局に入り得るといふ建前だけはとつておる。これは今申し上げました通り、適材適所主義からと、もう一つは、実施部隊と内部部局との間の対立関係をなくする、いわゆる親和友愛の念をそこに起させるといふ建前から、この立札をはずす方がよろうといふので、はずしたわけであり

ます。しかし実際において、内部部局に実施部隊隊員であつた者がたくさん入るといふ心配はなからうと考へております。これは一に運用の妙を得れば決して懸念がないと思ひます。御承知の通りたゞいま内部部局に勤務しておる者は、局長初め課長全部がいわゆる実施部隊隊員であつた経験のない者がやつておる。さうな次第でありまして、実施部隊員と内部部局の職員との対立関係をなくし、融和の精神をそこに起させる。適材適所主義で、ひとたび制服を着ても、有能な士であれば、内部部局にも勤務させ得るといふ建前をとつた次第であります。

○山本(正)委員 今の説明によりまして、部内の人との融和、ここに配慮して、さういふ内部部局と実施部隊との人事の交流の道を開いたという趣旨はよくわかりました。その点は非常にけっこうであります。その点は非常にけっこうな結果として、統帥能力に低下を来しはせぬか。統帥は申すまでもなく用兵作戦の狭い意味においての統帥、これはおそらく現実の実施部隊の体験といふものが基礎になるだらうと思ひ

つてはならぬ、こういう建前から、た

といふ実施部隊隊員になつた者でも、その制服をぬいで内部部局に入り得るといふ建前だけはとつておる。これは今申し上げました通り、適材適所主義からと、もう一つは、実施部隊と内部部局との間の対立関係をなくする、いわゆる親和友愛の念をそこに起させるといふ建前から、この立札をはずす方がよろうといふので、はずしたわけであり

ます。しかし実際において、内部部局に実施部隊隊員であつた者がたくさん入るといふ心配はなからうと考へております。これは一に運用の妙を得れば決して懸念がないと思ひます。御承知の通りたゞいま内部部局に勤務しておる者は、局長初め課長全部がいわゆる実施部隊隊員であつた経験のない者がやつておる。さうな次第でありまして、実施部隊員と内部部局の職員との対立関係をなくし、融和の精神をそこに起させる。適材適所主義で、ひとたび制服を着ても、有能な士であれば、内部部局にも勤務させ得るといふ建前をとつた次第であります。

○山本(正)委員 今の説明によりまして、部内の人との融和、ここに配慮して、さういふ内部部局と実施部隊との人事の交流の道を開いたという趣旨はよくわかりました。その点は非常にけっこうな結果として、統帥能力に低下を来しはせぬか。統帥は申すまでもなく用兵作戦の狭い意味においての統帥、これはおそらく現実の実施部隊の体験といふものが基礎になるだらうと思ひ

です。これが内部部局及び実施部隊との人事の交流によつて人の融和ははかり得ても、自衛隊運営の上に最も重要な統帥の能力が低下するということであつては、これは将来非常に憂うべきことであると思つておりますが、そういう点についての長官の御所見を伺つておきたいと思ひます。

○木村国務大臣 お答えいたします。御承知の通り長官を補佐するものとして、実施部面においては第一幕僚長、第二幕僚長、法案が通過いたしましたあかつきにおきましては、いわゆる陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、この三名が長官に対しての補佐機関であります。これは実施部隊において長官を補佐する。内部部局におきましては御承知の通り、いわゆる財政面、その他国際情勢、いろいろな観点から将来の日本の自衛隊の運営はいかにあるべきかということについて、参事官制度をとりまして、これが長官を補佐することになります。両々相まつてそのよろしきを得たい、こう考える次第であります。もちろん三幕僚長がいろいろの計画を立てて来たものをあらためて内部部局においてこれを勘案する、そうして長官がこれに対して最後の決裁をするわけでありまして、その間の紛争、混乱というものはないわけでありまして、必ずや統制がとれた処置はできると思ふわけでありまして。

○山本(正)委員 そこで今お話の長官そのものがかつて軍人としての経験がある者でありますならば、非常にけっこうであらうと思つておりますが、この案によりまして、これは國務大臣なんでありまして、しかもその上にあります総理大臣というものももちろんこ

れも國務大臣、総理大臣から長官に至り、その長官を補佐する者が内部の部局であり、一面統合幕僚会議であるという、上から下まで一貫してかつて親しく用兵作戦の経験ある者というものは、今お話の趣旨からいいたしますと、ポストといふものがほとんどきまつておらない。今お話のあります長官の補佐機関として統合幕僚会議がある、それを構成するものは議長と陸海空の各幕僚長である。

そこで私伺いたいと思ひますことは、何と申しましたも自衛隊の将来の運営の枢軸は統帥機能の強化ということとでなければならぬのであります。その見地からいいたしまして、統帥の議長となるべき者、もしくは陸海空の各幕僚長となるべき者を、従来何ら用兵作戦に経験を持たざる者をもつて充ててもよろしいという御方針であるのか、あるいはかつてそういう経験のあつた者の中から適材をもつてこれに充てるといふ御方針であるのか。議長、陸海空各幕僚長についてその御方針を伺つておきたい。

○木村国務大臣 お答えいたします。今申し上げました通り、実施部隊の運営その他については、三幕の幕僚長が直接に長官を補佐する。これが実施部隊についての計画その他をやるわけでありまして、これがいわゆる軍の運営に経験のある者、これは十分にわれわれは考慮しなければならぬ。しかしい

ゆる旧軍人をすべてこれに充てるかという御質問に対しては、私は相当考慮の余地があると思ふ。もちろん旧軍人に属しておる人もつばな人があります。われわれは率直に尊敬を払つておるわけでありまして、しかしこの

人たちのみが軍の作戦計画を立てるについて万能とは申し上げかねます。御承知の通り終戦直後から今日まで多年の月日を要しております。この間にいて軍事関係についても相当の変遷あるいは進歩がありまして、昔の用兵作戦とは相当異なるものもあるものであります。そこで現在におきまして、幕僚長を勤めておる人で、旧軍人でなかりし人がある。この人たちが一生懸命この用兵作戦については研究いたしておるのであります。実に寝ぐましいほど研究している人があります。これらの人は、私はそのうちのつばな者であれば、幕僚長として勤務させるに決して不適当とは思つておりません。われわれの考えるところは、いわゆる旧軍人でありし人とあるいはそうでなかりし人とを問はず、つばな統帥の妙を得て、また作戦方面について研究をしていてる人をこのポストにすえたい、こう考えております。一に今後の問題にわたりますが、われわれはそういう方面からして適材適所主義をとつて、万遺憾のないようにしたい、こう考えております。

○山本(正)委員 防衛庁設置法十二条は、内部部局、防衛局の業務を規定しておるのであります。これを見ますと三項目にわたつて示しておるのであります。第一項目は防衛及び警備の基本及び調整に関する事項、第二は自衛隊の行動の基本に関する事項、第三は陸海空各自自衛隊の組織、定員、編成、装備及び配置の基本に関する事項をこの防衛局が扱うことになつておるのであります。今長官の考えておられる事柄からいいたしまして、これは非常に考慮を要する問題であらうと思ふ。

この十二条が示しております防衛局の業務というものは、実質的にはことごとく狭い意味の統帥事項に属すべきものと思ふのであります。これが、内部部局の職員の手によつてこの種類の統帥事項が行われる、統合幕僚会議の方は、実施部隊の立場において国防の自衛方策を決定する、これは非常に錯綜することであるし、今の職員と実施部隊との区別の上からいいたしまして、これを調整するということは実際上長官として非常に困難を感じる場合があるだらうと思ひます。要するに、この内部部局の方と統合幕僚会議の方針との厳密なる調整をはかるという上において非常に困難が伴うだらう、その困難の伴うと思ふ基礎は、十二条が定めておる防衛局の業務といふものがあまりにも狭い意味においての統帥事項に深入りをしておるのではないか、長官の御意見を伺つておきたい。

○木村国務大臣 御説にはわれわれとして相当考えなければならぬ点があると思ひます。要はこれがダブリはしないかという御懸念であらうと考へます。法文の上から見ますと、まさしくダブるような懸念はあると考へます。率直に申し上げます。そこでこれをどう調整して行くか。もちろん実施部隊でいろいろの計画を立て、また演習をどうするとか、いろいろ研究した結果、計画を立てるのであります。内部部局においては、これは広い意味において、すべて国際情勢、その他予算面、いろいろな面から見まして計画を立てるか、もちろん統合幕僚会議から出ますことに対しまして、あるいは各幕僚長から出ますものにつきましても、それをさらに検討いたしまし

て、そうして予算の面その他の角度から見てどうあるべきかということを検討いたします。また部局におきましては独自の案を立てる、そこで統合してこれを長官の手もとにおいて最後の決定をいたすわけでありまして。その間において紛争を生ずるようなことはないと思ひます。またあつてはならないと考へます。その間の調整は十分長官のものでできるものと思つております。

○山本(正)委員 繰返して申し上げます。この自衛隊の任務を十分に果し得るかどうかということ、かかつて統帥能力の現われにあると思つておりますが、今の御説明をもつてしては、この防衛庁設置法十二条の規定する事柄については、まだ釈然としないものがございまして、これはなお他日適当な機会にお尋ねをいたしたいと思ふのであります。

次に自衛隊の限界についてお尋ねをいたしたいのであります。自衛隊を持つ場合に、自衛力の限界をどの辺に置こうかということについては、何らかの一つの測定の目標がなければならぬ、またおありのことと思ふのであります。その点について長官の御見解を伺いたい。

○木村国務大臣 自衛力の限界をどこに置くべきやという御質問であります。これは容易に結論を出し得ないと思ひます。申すまでもなく自衛隊は、外部からの直接侵略に対し、あわせて国内における秩序を保つために置かれるものであります。しかし問題の要点はどういう力でもつてこれを防ぎ得るかという点から考へてみますと、外部からの侵略がどういう程度において

行われるかということをおわれ／＼は

考えなければならぬ。これはすべて
国際情勢あるいは日本周辺における
いづ／＼の状態、これを勘案してや
らなくちやならぬと思ひます。そこ
で日本の自衛力の量をどのくらい持
つて行くかということについては、
われ／＼としてもまた細心の注意を払
つてこれを検討しなければならぬので
あります。しかもこれは日本の財政力
の面においても限界がある。いかに危
険が迫つておるといふ情勢判断のも
とにおいても、国の財政を破綻に陥れ
しめる程度においては、これはやり得
ないことではあります。もちろん外部か
ら侵略があつたときには、国をあげて
やらなくちやならぬわけでありませ
う、保安庁はあらかじめこれらにつ
いての予防を講ずるわけでありませ
う、ふだんからさうな大きな力を持つ
てゐることはなか／＼容易でないわけ
であります。結局において、これはすべ
ての情勢判断からやるわけでありま
す。ただ一応目標としてどういふ限
にこれをとどめべきかということにつ
いては、これは検討しななくちやならぬ
と思ひます。最終目的をどこに置くか
というようなことは、とうてい私は今
の段階においてできないと思ひます。昔
のように八八艦隊をつくるか、ある
いは二三箇師団をつくるかといふよ
うな一つの目標を立ててやるというこ
とは、今の段階においてできかねるこ
うなことであります。要は刻々迫る国
際情勢、これを判断し、そうしてわれ
われの見る財政状態、どこに限界があ
るかといふやうなところからにらみ合
せて、いわゆるそのときに重点を置い
て計画を立てることが至当であらうと

考へておる次第であります。

○山本(正)委員 最終の限界を持ち得
ないといふことは、私もその通りと思
ひます。私思ひますに、この自衛力
の最低の限度といふものは、まず国内
の治安の確保をするに足る実力であら
うと思ひます。最高限度といふものは、
具体的には今長官の申さ
る通りと思ひますが、抽象的には
日本が侵略の脅威を受けるであらう可
能の限度を測定して、その侵略の企図
を抑止し得るだけの実力といふことは
言ひ得ると思ひます。であります。そこ
で今長官の、さういふ最終的のものは想
定するに困難であるといふことは、こ
つともの次第であります。日本が当
面のこの侵略を受けねかといふこと
ろの脅威といふものは感じておるだろ
うと思ひます。当面さした
り最小限度として、この程度の自衛力
は持たなければならぬ、その当面の間
題でよろしいのであります。一応伺
つておきたいと思ひます。

○木村國務大臣 答えをいたします
が、これはなか／＼大きな問題であり
まして、われ／＼は終始この情勢判断
をしておるわけでありませう。日本周辺
における軍の配置、兵力、あるいは船
艦、艦艇、どういふ状態になつてお
るかといふことを終始研究してゐるわけ
であります。これもしかし御承知の通り
われ／＼としては確かな資料といふも
のがなか／＼容易につかみ得ない
つかめればこれはまことに仕合せであ
ります。なかつても、それは多分ぬ
のであります。大体においてわれ／＼
がつかみ得るだけの資料に基いて、ど
うあるべきかといふことを考へてお
るのであります。これも私の今の見地か
らいたしますと、相当数に上つてお
るやに見受けるのであります。しか
し申すまでもなく、これに對してすべ
て日本が対処し得るといふことは容易
にできません。やむを得ませんので、
日米安保条約においてアメリカの手
を借りておるわけでありませうから、
これをすべて日本の手でまかなうと
いふことは、今の情勢からして私は
絶対に不可能であらう、残念がら不
可能である。その日の一日も早く来
んことをこいねがうわけでありませ
うが、現実の問題からいたしましてさ
う参りません。従ひまして、日本では可
能の範囲においてわれ／＼は自衛力を
漸増して行こう。そこでまず第一に、
二十九年度においてはまだこれくら
いが至当であらうといふやうなことで御
審議を願つておるわけでありませう。
われわれといひましては、一日も早く
的確なる判断に基いて、これを研究し
て、でき得る部分は国民にも知つて
もらひたいと考へております。な
かなかこれは容易ではないといふこと
を御了承願ひたいと思ひますのであり
ます。

○山本(正)委員 その点はそれでよろ
しいのであります。原子兵器の発達
によつて、その威力は非常に恐るべき
ものであります。現実にはわれ／＼
は、さきのビキニ環礁の原子力実験の
結果に徴しても、これを身近に痛感し
ておるわけなのであります。そこでわ
れが現有するところのこの自衛勢
力、これに増勢を加えて、この案によ
る自衛隊が完成したといひまして
も、この恐るべき原子力の前には現実
にはたわひないものと思ひますのであり
ます。そこで国民の一部の間には、さう
いふ世界情勢の中におきまして、この
程度の自衛隊を持つといふことは何ら
實際上の役に立たぬ。むしろさうい
うものは持たぬ方がいひではないかとい
ふふりな議論のあることは、長官御承
知の通りであると思ひます。われ／＼は必
ずしもその意見に賛同するものでない
こともまた明らかであります。さうい
ふとこの際この自衛隊を完成させよ
うといふところの長官の信念をこの際
に對して答へておいていただきたいと
思ひます。

○木村國務大臣 申すまでもなく、こ
の原子兵器の発達が最近非常に進歩し
て参りまして、ビキニ環礁におけるあ
の水素爆弾の爆発の偉大な効力につ
いては、われ／＼は一驚を喫したので
あります。かような原子爆弾が用いら
れるといふことになりましたと、これ
は最後であります。かようなことはあ
つては相ならぬ。私は人類の滅亡を来
すのじやないかとひそかに憂えてお
るのであります。しかし原子兵器のかやう
な発達によつて、もうすでにいわゆる第
三次世界戦争なんといふものはあり得
ないのだといふやうなことになる。世
界が平和の一路をたどるといふことに
相なれば、これはまた非常に幸いである
と私は考へております。申すまでも
なく、ソビエトにおいてもこれを研究
されておることをわれ／＼は知
つておるわけでありませう。お互い
にかやうな兵器を使うといふことはあ
つてはならぬ。しかしその過程にお
いて、どういふことが一体あり得るか
といふことをわれ／＼は十分に承知して
おかなければならぬ。私は、原子兵
器といふものは事実上絶対に使ひ得な
いものだと思ひます。あればも
う世界は破滅になる。そこでそれまで
の過程においていづ／＼ないでござ
あるのであります。現実の問題として
不幸にしてあります。そこで私、この前
の委員会でも申し上げたのであります
が、先月の二日において、イギリスの
議會で新国防予算の法案が通過いたし
ました。その際にチャーチル首相が申
したことであります。世界はただいま
とにかく表面は平和の状態をうまう進
むやに見受けられるが、しかしその間に
おいて、イギリスとしては少くともこの
国防力を漸増して行かなくちやいかぬ。
われ／＼は国内の平和及び不当な外部
からの侵略からできる限りイギリスを
守るために今から準備しなくちやいか
ぬといつてあの予算が通過したのであ
ります。かやうなうまい、これはイギ
リスといわず、いづれの國においても、
原子兵器ができたからといつて国防を
ゆるがせにする國は、政府は一つもあ
りません。これは、原子兵器ができて世
界各國國民が全部もう軍備をやめよう
じやないかといふ段階に行けばまこと
に仕合せである。むしろ逆でありま
す。これは何を物語るか、ここへわれ
われは十分に考慮を払わなければなら
ぬ。日本におきましては、不当な外部
からの侵略に對しては、日本の国力に
相當したやうな漸増計画を立てて、こ
れを防止し得るだけの手段をつくつて
おかなくちや、私は將來におそれを残
すのではない、こゝろ考へる次第であ
ります。國民も原子兵器ができたから
といつて国防をする必要はないんとい
うことは、これは私は大きな誤つた考
え方じやないか、こゝろ考へておりま
す。

○山本(正)委員 技術研究所の予算構成があるのではありませんが、この研究所においては、原子力関係についてその技術もしくは対策等を研究される方針でありますか。

○木村国務大臣 お答えいたします。

技術研究所では、まだ原子兵器についての研究をやるという事は思つておりません。今の段階におきましては、私は一日も早くむしろ電波兵器を研究すべきである、こういうことにおいて電波兵器の研究はすべきであるという指示は与えております。これについては、相当所員も関心を持ちまして今後やることだろうと考えております。原子兵器については考えておりません。

○山本(正)委員 現在日本では、外国の潜水艦による侵略の脅威を受けておりますか、お伺いいたします。

○木村国務大臣 外国からの潜水艦の脅威また脅威と申しましようかその段階には行つていないと思ひます。ソビエトにおいては相当の潜水艦を持つておることは御存じの通りであります。ウラジオあたりにおきましても、少からぬ数の潜水艦が来るとおることはわれわれはほのかに聞いております。

○山本(正)委員 本年度の保安庁の予算構成を見ますと、三百トン駆潜艇八隻の建造計画が出ておるのであります。今お話のごとく、現実には外国潜水艦による侵略の脅威を受けておらぬとするならば、むしろ他の警戒本位の哨艇の方にこれらの建造の重点が指向されなければならぬと思ひます。予算構成の上に見られておる哨艇は、きわめて貧弱なる小型のものがわずかに三隻を計画されておる。今お話の事情と計画の内容が少し違ひの

じやないかと思ひますが、御見解はいかがですか。

○木村国務大臣 私の申し上げたのは、現在直接の脅威を受けていない。万一の場合においてどうすべきかということに思ひをいたしますとき、あらかじめ相当数のさような船を持つ必要がある。ことに私は常に申し上げるのではありませんが、船ができて、これをふだんから動かせる人を養成しなければ一朝事あつたときに間に合はぬ。船よりもむしろ人員の養成というものが私は先じやないかと思ひます。しかし人員を養成するのには、やはりそれを使うべきものがなければならぬのであります。そこでわれわれとして、最小限度の今お話のような船を持つておる必要がある、こう考えておる次第であります。もちろん哨戒艇その他についても力を入れなければならぬと思ひますが、哨戒艇については、従来の老朽船とまでは行かなくとも、もう古い船であります。相当数持つております。これに少しばかりの新しい船をあわせてやれば、この方面は事足りるのではないかと、こう考えております。

○山本(正)委員 自衛隊の性質について伺いたしたのであります。この案には保安隊、海上警備隊というものに新隊を構成しようという事になつておる。この案によつてつくられた自衛隊というものは、そういうことによつて性格に変化があるのではありませんか、あるいは従来のとき性格で、変化はないということになるか、その点をお伺ひいたします。

○木村国務大臣 お答えいたします。御承知の通り現在の保安隊は、わが国の国内の平和と秩序を維持し、人命、財産を擁護するために必要やむを得ざる場合に活動する部隊であります。主として国内における事変に対処すべきことを目的としておるものであります。今度御審議を願ひする自衛隊につきましても、主目的は外部からの不当な侵略に対処すると同時に、今申しました国内の秩序を保つためにもこれを使ひ得る、こういうことになつております。それから、性格の変更と申していいか、これは言葉のあやでございしますが、結局大きな目的がそこに附加されたわけでありまして、しかしながら国内の秩序のために警察力をもつてはとてい対処し得ないような場合にも活動し得ることは、従前の通りであります。

の国内の平和と秩序を維持し、人命、財産を擁護するために必要やむを得ざる場合に活動する部隊であります。主として国内における事変に対処すべきことを目的としておるものであります。

○山本(正)委員 進んでその点について明瞭にいたしたいのであります。日本の現行憲法にいう戦力というもののについて、戦力と戦力でないものとを區別いたしますと、戦力でないものは、警察力以外にはないという見解が定説のようであります。そういう見解が、今の長官の御見解による自衛隊の性格は、戦力でないという事は従来しばしば伺つておるところであります。この分類からいいたしますと、警察力であるという御見解になるのであります。伺つておきたいと思ひます。

○木村国務大臣 警察力であるかどうか、私が今申し上げたように、国内の平和と秩序を保つために活動するものが警察である、こういうことに限定をするならば、今度の自衛隊というものは、警察のわくをすでに出ております。申すまでもなく、外部からの不当な侵略に対して対処し得るわけであり

な侵略に対して対処し得るわけでありますから、そういうことに警察という事を解すれば、そのわくは出ておると考へるわけでありまして。

○山本(正)委員 そういたしました。自衛隊は部隊という名称をもつていたしつかえございせんか、どういうふううに理解するか、一応その点を伺つておきたいと思ひます。

○木村国務大臣 お答えいたします。この点につきましては、しばしば申し上げますように、一隊軍隊とは何ぞやという定義からこれを解決して行かなければならぬ。私の知る限りにおいては、軍隊とは何ぞやという事をはつきり定義を下した学者もいません。そこで外部からの侵略に対して対処し得る部隊を軍隊なりと称するということであれば、まさしくこれは軍隊といつてよからうと思ひます。しかしわれわれ普通のいわゆる常識的の考えにおきましては、軍隊といへばいよいよ交戦国として認められておる交戦権、これらも持つておるものをさすのだ、こういうことになつておる。これは憲法第九條第二項において、さういふ権利は日本が持つことをやめておるのでありますから、正確な、厳格な意味における軍隊といふことはいへないかも知れません。しかし繰返して申すようにあります。外部からの侵略に対して対処し得るものが軍隊であるのだ、こういうことであれば、自衛隊もまさしく軍隊であると思ひます。これは言葉の使い方であります。しかしわれわれは自衛隊と稱して行くことが妥当なり、こう考へております。

○山本(正)委員 先ほども申し上げましたように、戦力としかからざるものと區別においては、警察が対象になる以外には他のものがないということが定説のようになっております。長官は率直に申して、この自衛隊の力というものはこの定説からははずれて、軍隊でも戦力でもない、警察でもない、その他の第三勢力として自衛隊を扱つておられるのであるか、その点を念のために確かめておきたい。

○木村国務大臣 私は言葉にとらわれる必要はないと思ひます。今あなたが仰せになりました戦力にあらざるものは警察であるという事は、私はそう解釈しない。これは議論の相違でありまして、戦力というものが一定の定義があることは、私が申し上げた通りであります。少くともわれわれといひましても、独立国家たる以上は自衛権があるのだ、その自衛権の裏づけである自衛力を今度の自衛隊が持つて得るのだ、こういうことでもあります。それを軍隊と称するかどうか、今申し上げた通り、外部からの侵略に対処するものが軍隊なりということであれば、軍隊といつてよろしい。しかし厳格な意味において、また軍隊といふことはどうかと思ひます。自衛隊だ、こう申すわけでありまして。

○山本(正)委員 このことは両案を審議する上において非常に重要な性質を持つておる事柄でありますから、ただいまの長官の御説明ではなから、これは釈然としないうと思ひます。これは私のこの案に示されております。自衛隊の性格というものは、従前のものから比べまして相当現実に本質的

の性格がなければならぬと思ひます。御承知の通り現在の保安隊は、わが国の国内の平和と秩序を維持し、人命、財産を擁護するために必要やむを得ざる場合に活動する部隊であります。主として国内における事変に対処すべきことを目的としておるものであります。今度御審議を願ひする自衛隊につきましても、主目的は外部からの不当な侵略に対処すると同時に、今申しました国内の秩序を保つためにもこれを使ひ得る、こういうことになつております。それから、性格の変更と申していいか、これは言葉のあやでございしますが、結局大きな目的がそこに附加されたわけでありまして、しかしながら国内の秩序のために警察力をもつてはとてい対処し得ないような場合にも活動し得ることは、従前の通りであります。

○木村国務大臣 お答えいたします。この点につきましては、しばしば申し上げますように、一隊軍隊とは何ぞやという事をはつきり定義を下した学者もいません。そこで外部からの侵略に対して対処し得る部隊を軍隊なりと称するということであれば、まさしくこれは軍隊といつてよからうと思ひます。しかしわれわれ普通のいわゆる常識的の考えにおきましては、軍隊といへばいよいよ交戦国として認められておる交戦権、これらも持つておるものをさすのだ、こういうことになつておる。これは憲法第九條第二項において、さういふ権利は日本が持つことをやめておるのでありますから、正確な、厳格な意味における軍隊といふことはいへないかも知れません。しかし繰返して申すようにあります。外部からの侵略に対して対処し得るものが軍隊であるのだ、こういうことであれば、自衛隊もまさしく軍隊であると思ひます。これは言葉の使い方であります。しかしわれわれは自衛隊と稱して行くことが妥当なり、こう考へております。

○山本(正)委員 このことは両案を審議する上において非常に重要な性質を持つておる事柄でありますから、ただいまの長官の御説明ではなから、これは釈然としないうと思ひます。これは私のこの案に示されております。自衛隊の性格というものは、従前のものから比べまして相当現実に本質的

であります。それはどういふことかと申しますと、従来の保安隊、警備隊といふものを基礎にこの自衛隊といふものを考へてみますと、大体三つの重要な相違点があると思ふのであります。

その第一点は、前者は間接侵略に対処するところの警察的な任務を持つておつたものであります。この自衛隊は、この案に明らかなように、直接侵略に対抗するところの純粋なる軍事的任務を加へておるといふ違いが第一にあるのであります。

第二には、日米安全保障条約の中に於いて日本の防衛力を増強するといふことは、単にアメリカが期待するといふ内容のものであります。すでにMSAの協定は昨日衆議院で可決されておられ、おそらくこれは近く批准されると思ふのであります。このMSAの協定によれば、この防衛力増強といふものの期待が条約によるところの日本の義務になつてゐる。期待といふのはわが国の任意的な事項である。しかるにMSAの協定によるところのものは、条約上の義務に性質がかわつてゐるのであります。

なお第三の問題といひましては、安全保障条約で予想いたしましたものは、日本の地域における侵略、または脅威に対処するといふことであります。従つてこの場合、海外出兵といふことはあり得ないのであります。しかるにMSAの協定によるところの条約上の義務は、条約の明文の示します通り、日本は自国の防衛だけではなくして、自由諸国の集団安全保障の構成にも参加しなければならぬ義務を負つてゐるのであります。そこで当然起さ

て来る問題は、海外出兵の要素を含んでゐることです。これは、これほど重大な幾つかの事柄について本質上の變化を持つてゐる自衛隊でありますから、これに對してもなおかつ従来の保安隊または海上警備隊に対する性格をそのままではめて、依然としてこれは軍隊ではないといふ今の御説明では、この委員会としてはどうも少し釈然とした感じがいたします。これはどうも少し釈然とした感じがいたします。

をなされなければ、了解するのに困難ではないかと思ふのであります。長官の御所見を伺ひたいのであります。

○木村國務大臣 ただいまの、MSA協定によつて海外派兵の義務を負つてゐるのではないかと、そうすると日本の自衛隊の性格が非常にかわるのではないか、いわゆる軍隊の性格を持つてゐるのではないかと、御議論であります。私はMSA協定において海外派兵の義務を負つてゐるものではないと確信いたしてあります。またわれ／＼が海外に向いて派兵するやうなことは、法規の建前からできぬ。御承知のやうに、MSA協定は日本の憲法のわく内において日本が義務を負担してゐる。それで今度御審議を願つております自衛隊法におきまして、これは外部からの侵略に対処するといふことを主目的にいたしてゐるのであります。これに一つの限界があるわけでありまして、他国のために海外派兵をするといふやうなことは、何ら義務を負つてゐるわけでもなし、また自衛隊法におきまして、さういふことは相ならぬことになつてゐるわけでありまして、これがた

めに性格が一変するのだといふことは毛頭考へておりません。

○山本(正)委員 長官の御見解をなされたのであります。MSAの協定に基くところの日本の義務の中に、自由諸国の安全保障の機構に日本が参加しなければならぬ義務があるといふことは、長官はお認めになつてゐるのでございませうか、その点を伺つておきたい。

○木村國務大臣 將來はそうなることと私は考へております。

○山本(正)委員 將來のこととさりながら、実は今伺つておきたいのは、現実にMSAの協定が効力を発生いたしましたならば、効力発生と同時に日本が負うべき義務として伺つておるのであります。その義務の中には、日本の自国の防衛力増強だけではなくして、当然に自由諸国の集団安全保障の機構の中に参加して行かなければならぬ、その義務を含んでおるといふことを長官はお認めになるかどうかをお伺ひしたいのであります。

○木村國務大臣 これは要するに國連参加の問題であると思ひます。しかし國連参加については、まだ現実の問題になつておりませんから、將來の問題であらうと私は考へております。

○山本(正)委員 昨年六月日米兩國の間に往復された文書は、長官も御存じと思ひますが、この文書の内容は、日本はもし他日アメリカのMSA法に基く援助を受けた場合、わが国の防衛力を増強して、国内の治安を確保して、防衛の目的を達すればそれでよいのであるか、こゝういふアメリカへの照會對するアメリカの回答は、それだけではなし、自由諸国の集団安全保障に参加

すべきである、こゝういふ回答が来ておりますことも明らかでありますし、その回答の精神が、今度政府の調印をせられたMSAの協定には明文として示されておるのであります。將來の問題でなくして、すでに日本がこのMSAの援助を受けた以上は、その条約上の義務として、自国の防衛だけではなく、自由諸国の集団安全保障の機構にも当然参加しなければならぬ義務があるといふことは、現実の問題として明瞭であらうと思ふのであります。長官の御所見を伺つておきたいのであります。

○木村國務大臣 集団安全保障機構に参加するといふのはやはり國連参加である、こゝう私は見ておるのであります。外務省はさういふ見解をとつておるかわかりません。これは私の私見でありまして、いまだ國連に参加してゐない以上は、その問題は生ずることがありません。しかもいかなることがありまして、日本は憲法のわく内においてこれをやるべきであるのでありますから、そのわくを越えてわれ／＼が海外出兵をするといふやうなことは、あるべきはずはないと了解しております。

○山本(正)委員 MSAの義務をわが国の憲法のわくの中で履行するといふこと、及びわが国の憲法の解釈は、わが国のなす解釈に従ふものであるといふことは、MSA協定に明かに示されておる通りでございますが、その事柄と、今申すところの集団安全保障の機構に参加しなければならぬといふ義務との間に、現実上のずれがありはせぬかと思ひますので、その点について

て長官の所見を伺つておきたいと思つておるのであります。

○木村國務大臣 かりに將來いずれの時期かに國連に参加した場合には、いかにあるべきかといふことになりまして、これとともわれ／＼は日本の憲法の許されたるわく内においてその義務を履行すべきであらう、こゝう考へております。

○山本(正)委員 もう少し質疑したい点もあるのでありますが、今日は一応この程度にとどめます。

次は、自衛隊員の教育、訓練に關して少しお尋ねしたいのであります。隊員及び職員に對する一般的教育方針といふものはすでにあり、將來行ふべきものについてもお持ちのことと思ひますが、その一般的教育方針について一応伺つておきたいと思ひます。

○木村國務大臣 一般教育方針といひましては、まず第一に、いわゆる自衛隊員たることの自覚を持たせることが必要であると思つております。これは精神的な面でありまして、何といたしましても、自衛隊員おの／＼が進んで日本の自衛力の中心であるべきである、日本が万一外部からの不当な侵略を受けた場合には祖國を守るのだ、三千年來引継いだわれ／＼の祖國を守るのだといふ任務についてゐるのだといふ自覚をさせることが、第一の任務であらうと思つております。これなくしては、いかに優秀なる武器を持たせてもだめであります。まずもつて隊員各自に、このやうな日本の國土を將來不当に侵略されるやうな場合においては、敢然としてこれに立ち向つて祖國を守るのだといふ自覚をさせることに重点を置いてやつております。

次には、自衛隊員は国民の信頼を得なければならぬ、国民と遊離してはいかぬ、国民の支持なくしてはいけぬのである、各自国民に信頼されるようなものになれ、それにはどうしても一個の社会人としても教養を積んで、なほ自衛隊員であるという尊敬をされるような人物たれ、これにはふだんから努力しなければいかぬということに第二に置いておきます。

第三には、訓練をしつかりやれ、訓練の上達なくして祖国は防衛できないのだということ、訓練に重点を置いておきます。

第四には、友愛の精神、お互いに手をとり合つて日本の国土を防衛しようじやないか、これは私は一番必要なことであろうと思ひます。お互いに助け合つて行く、隊員は友愛の精神を涵養しろ、これは地についた教育をしろということになります。

第五には、いわゆる上下一致、上の者は下の者をかわいがつてやれ、下の者は上の者を尊敬しろ、そして一糸乱れず統制をとつて行こうじやないか、これに重点を置いて今教育をやつておるわけでありませう。

○山本(正)委員 伺つたところの一般的教育方針は、非常に意を強くするに足るものを覚えるのであります、しかし昨年にはなほ遺憾なことに、保安庁内に相次いで汚職事実が出たのであります。このことは何か従来の教育の基本方針に重大な欠陥があつたのじやないかと私も思はれるのであります。ここで長官に伺つておきたいと思ひますことは、この相次いで起きた汚職事件の個々のケースについて、よつて来る根源が何であるかということ

糾明されたのであるかどうか、糾明をされたその根源に対して、将来の発生を防止するためにどのような改善の処置を講ぜられたのか、将来のためにこの点は一応承つておきたいと思ひます。

○木村(國務)大臣 御座になりました旧冬保安隊の汚職事件、まことに遺憾であります。まことに申訳ありません。しかし、この原因がどこにあるかということとを糾明いたしますと、まず第一に申さなくちやならぬことは、いろいろの人が志願をしてやつて来た点であります。ことに私は申し上げたいのは、警察予備隊時代から一警察予備隊が充てられたのは二十五年であります。まだよくやく四年ばかりしかたつておりません。この間にいろいろな人が入つておりますので、教育の不十分な点があつたことも無視できません。御承知の通り学校におきましてもどこにおきましても、伝統ということが非常に必要であります。伝統がないところにあつては、とかくいろいろな事件が起る。ところが今申し上げました通り、警察予備隊充てが二十五年、まだわずかに四年一箇月しかたつておりません。伝統も何もないのでありまして、われ／＼はいつばな伝統をつくり上げたいということ、今一生懸命やつておる次第であります、そういうようなことに非常に原因があると私は考へております。また上官の命令が下の方に十分に流れていかなかつた。これを指揮する上官もよくなかつた者があつた。率直に認めます。そういうところに原因があるのであります。まことに遺憾であります、今後かようなことのないように十分に力を注いで行きたい、こう考へております。

なおこの機会に汚職事件の処置について申し上げます。この保安庁部内における汚職事件がたゞ／＼問題になりまして、御承知の通りそれについて、われ／＼は十分山本委員から申されまして原因、それから将来どうするかということについていろいろ研究いたしました。その処置をいたしまして、今申し上げますが、将来は長官自らの監督制度を設けて十分監督をして行きたい、こう考へております。

なおその処置について申し上げたいと思ひます。保安庁といたしましては、最近かかる事件の頻発を見るに至りましたことは、はなはだ遺憾とするところでありまして、今後かかる不正事件の絶滅を期するために、昭和二十八年十二月十六日長官通牒をもつて、職下に対し綱紀の肅正について厳達いたしました。保安隊及び警備隊においてはその指示に従ひまして、ただちに具体的方策を検討し、必要なる処置を実施いたしております。すなわち保安隊におきましては、その方策の一環として、本年一月から三月までの間を全保安隊の服務、規律刷新期間とし、服務の実施指導や精神要素の涵養等につき手段を講じ、また同期間中全保安隊の検閲を実施する等、綱紀の肅正、規律の刷新について格段の努力をいたしております。また警備隊におきましても、保安隊と同様各部隊の検閲等を実施いたしました。

次におもなる事件の処置について申し上げます。

まず第一に、練馬部隊の炊事員たる七補以下十数名が、昨年四月上旬から十一月上旬に至る間、糶米倉庫から前後十九回にわたり糶米一石八斗余を窃

取し、部外者に売却した事件につきまして、七名を免職とし、それ／＼検事局へ送りましては、七名を減給、一名を戒告処分いたしました。また前記事件を捜査中、別に契約、調達、糧食の關係者数名が業者から饗應を受け、あるいは収賄をなした事件が判明いたしましたので、免職六名、うち三名は検事局へ送りまして、減給二名、戒告一名、訓戒三名の処分をいたしました。本件についての駐屯地部隊長等の監督責任の追究は、減給二名、戒告四名となつております。

第二に、豊島分屯隊の炊事員及び糶米倉庫係員五名が、一昨年十二月より昨年十二月に至る間、操縦手六名と共に、前後三十二回にわたり糶米約四石八斗を窃取し不正処分した事件につきまして、十名を免職とし、そのうち九名を検事局へ送りましては、四名を減給処分いたしました。本件の責任処分をいたしましては、分屯隊長以下戒告三名、訓戒一名となつております。なお当時の第一管区總監は、前記の練馬及び豊島事件の監督責任を痛感し、昨年末退官いたしました。

第三に、立川部隊の一士補が他の隊員二名と共に謀して、昨年十二月十七日及び本年一月二日の二回にわたり、部隊内の倉庫より通信用の銅引き鋼線約百貫を窃取し、部外者に売却せんとした事件につきまして、前記三名を懲戒免職に付するとともに、検事局へ送り、その責任処分として四名を減給、三名を戒告、三名を訓戒に付いたしました。

つきまして、具体的に調査いたしました。その結果浜名前校長につきましては、刑事上の責任を問うべきとき事実は見当らなかつたのであります、浜名君はつとに部下統率上の責任を痛感して退職の申出がありまして、二十九日付をもつてこれを発令いたしました。

以上をもちまして、汚職事件に対するその後の処置の状況を御説明申し上げた次第であります。

○山本(正)委員 二十九年年度の自衛隊の増員は、自衛官が三万一千七百九十二名、職員が九千五百九十四名ということになつてゐるのであります、きつめて短期間でそれだけ大量の人員をふやすということは實際上困難が伴ひはせぬかと思ひます。時間の關係で質問の項目をあわせてここに伺ひますが、かように短期間に大量の充員計画をするということになりますと、自然にこの募集に應ずる志願者の質が低下し、現在隊員の体格基準というものは、以前に比べて相当低下してゐると思はれるのに、この本年度の大量増員をして行きます場合は、この体格基準というものはいよいよ低下するであらうことはもちろんであります、さらにその人の知性であるとか、技能であるとか、思想の調査であるとかいふようなものが自然おろそかになり、しかもこれを収容した後の教育方面につきましても、消化不良を来すおそれなからうかというのを憂はるものであります。簡単にでつこうでございしますが、それらに対する御方針を承つておきたいと思ひます。

○木村(國務)大臣 増員方に対しては、その応募状況について、さうな大量に

つきまして、具体的な調査いたしました。その結果浜名前校長につきましては、刑事上の責任を問うべきとき事実は見当らなかつたのであります、浜名君はつとに部下統率上の責任を痛感して退職の申出がありまして、二十九日付をもつてこれを発令いたしました。

対して応募者が相当数があるかどうか、少ければその間に不適格者が出て来るのではないかと御質問であります。そこでもな御質問であります。そこでわれ／＼も、その点について非常に考慮を払つておるのであります。と申しますのは、本年について除隊者が相当数出て来はしないか、それをカバーして行かなければならぬ。それとまた増員分と、こう二つになるのでありますから、相当数募集しなくちゃならぬ。そこにわれ／＼は大きな関心を寄せておつたのであります。しかし第一点の、本年度退職者がどれくらいあるかというおおよその見通しということでありまして、ただいまのところにおいて、われ／＼の想像しておつたよりもはるかに退職者が少いというところ、これにおいてよほど本年度の応募に好影響を与える、こう考えております。それと新たに入つて来る志願者はどうであらうか、ただいま予測しておるところであります。相当数応募者があるんじゃないか、こう考えております。ことに九州地方においては、非常な人気と申しますか、ぜひとも保安隊に入りたいという者が出て来ておるようであります。各地からの情報によりますと、今度の増員に対しての募集も、さまで困難はなからうと考へております。

体力その他の問題につきましては、われ／＼は非常に注意を払つておりまして、幸い、多少前の軍隊のときよりも体格が悪かつたものの、入りまして後において非常に伸び／＼とやつておりますから、体格も非常にりつぱなものになつておりますし、まことに私はその点うれしく思つております。

○山本(正)委員 今年度の船舶の方ですが、就航または完成する船舶は十六隻、これが教育訓練のために一年間に約一箇月の運航計画である。他日アメリカから供手を受ける船舶については、一箇年約三箇月間の運航計画というものに予算処置はなつておるのであります。が、こういう一箇月もしくは三箇月程度の運航では、教育の上にも、訓練の上にも、あまりに計画が貧弱過ぎはせぬかと思うのであります。あえてこういう貧弱な運航計画を立てたということは、人員の都合によるものであるのか、あるいは予算の都合によるものであるのか、伺いたいのであります。○木村國務大臣 御疑問もつともであります。この訓練期間をそう縮めたわけではないのであります。これは御承知の通り、船はつくつてから動く、アメリカからもらつてから動くのであります。それがすれすれから、本年度においてはそれくらいしか訓練期間がないということでありまして、つくり上つた以上は、まれに見る猛烈な訓練をいたします。

○山本(正)委員 世上の一部には、援助を受けた兵器の性能というものが非常に低いものである。極端に言う者は、おそらくこれはアメリカの廃兵器を使うものであるというようなことを申す向きもあるものであります。国民といひましては、現在の保安隊、警備隊の持つておる兵器の性能というものについて、多少疑いがあると思うのであります。はたして言われるごときものであるとは思ひませんが、試みに有効なる使用年限というものを一〇と仮定して、現に供手を受けておる兵器の性能というものは、その有

効使用期間一〇〇に対してどの程度まで使い古されたものであるかということを一応伺つておきたいのであります。

○木村國務大臣 ただいまアメリカから供手を受けております武器であります。が、御承知の通り相当古いものもありません。また日本人に適應しないものもあるのであります。そこで今度MSA援助におきましてもらひ受けます武器につきましては、さようなことのないように十分にアメリカとの間に交渉いたしまして、万違算ないようにいたしたいと思ひます。

○稲村委員長 木村保安庁長官は渉外事務のため退出される必要がありますので、質疑を次会にまわすこととし、本日はこの程度にいたし、散会いたします。

なお次会は、来る四月五日(日)午後一時より開会いたします。

午後零時十五分散会

【参照】

統計法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書(都合により別冊附録に掲載)

昭和二十九年四月十日印刷

昭和二十九年四月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局